

# 一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター

## 倫理規程

### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター(以下、「この法人」という)は、その設立目的に従い、広く社会に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

### (法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令、この法人の定款、倫理規程及びその他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律の定める罰則規定の適用を受け、懲役や罰金等に処せられることがあり得る立場であることを十分認識して、業務に当たらなければならない。

3 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に助成資金が活用されることのないよう、細心の注意を払わなければならない。

4 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

5 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

### (私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

### (利益相反の防止と欠格事由の確認)

第6条 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する

事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならぬ。

- 2 この法人は、総会及び理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、役員が次の各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

(1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(3)以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

- ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
- ・ 刑法第 204 条 [傷害]、第 206 条 [現場助勢]、第 208 条 [暴行]、第 208 条の 2 [凶器準備集合及び結集]、第 222 条 [脅迫]、第 247 条 [背任] の罪を犯した場合
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

(4)暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

(5)設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(6)心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（※）

※ 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（特定の個人等の利益を目的とした事業及び特別な利益を与える行為の禁止）

第 7 条 役職員は、特定の個人又は団体の利益の増大のみを目的として、事業を行ってはならない。

- 2 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付や助成その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第 8 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 この法人の役職員は、子ども・若者・子育てに係る社会的課題や支援活動について、情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、子ども支援活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 この法人は、別に定めるところによりコンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年12月7日から施行する。